

津波発生時の 避難確保計画

施設名称	専門学校 健祥会学園
施設所在地	徳島市国府町東高輪字天満396番地1
計画作成日	平成31年4月1日
施設管理者	校長 武田 英二
本計画の担当者	主管 林 博子
緊急時の連絡先	TEL 088-642-9666
	FAX 088-642-9227
	Email school@kenshokai.ac.jp

1 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号）第 71 条第 1 項に基づくものであり、「専門学校 健祥会学園」の学生及び職員に対し、津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、「専門学校 健祥会学園」に勤務又は利用するすべての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 314 名	昼間 35 名	休日 0 名	休日 0 名
夜間 0 名	夜間 0 名		

【施設周辺の避難経路図】

津波時の避難場所は、想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図

本学園 4 階のため経路図なし

4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担（津波到達時間が短い場合）】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
<ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報 	注意体制確立	津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
<ul style="list-style-type: none"> 津波注意報発表 	警戒体制確立	津波情報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者家族への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員
<ul style="list-style-type: none"> 避難指示（緊急）の発令 津波警報、津波特別警報（大津波警報）発表 危険の前兆を確認等 	非常体制確立	避難誘導	避難誘導要員

※ 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担（津波到達時間が長い場合）】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 緊急地震速報 ➤ 津波注意報発表 ➤ 遠地地震に関する情報 	注意体制確立	津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 避難準備・高齢者等避難開始の発令 ➤ 津波警報発表 	警戒体制確立	津波情報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者家族への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 避難勧告、避難指示（緊急）の発令 ➤ 津波警報発表（標高の低い地域の場合） ➤ 津波特別警報(大津波警報)発表 ➤ 危険の前兆を確認等 	非常体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※ 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
津波情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、緊急速報メール
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（市役所のウェブサイト）、緊急速報メール、

(2) 情報伝達

- ① 緊急メールシステムで、津波情報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ② 学生を避難させる可能性がある場合には、ホームページ及び緊急メールシステムで、保護者に対し、「専門学校 健祥会学園本館、一号館（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。（ただし、津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合に限る。）
- ③ 学生を避難させる場合には、徳島市危機管理課（連絡先）に「これより健祥会学園本館、一号館（避難場所）に避難する」旨を連絡する。
- ④ 学生を避難させる場合には、ホームページ及び緊急メールシステムで、保護者に対し、「専門学校 健祥会学園本館、一号館（避難場所）へ避難する。学生の下校開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。（ただし、津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合に限る。）
- ⑤ 避難の完了後、徳島市危機管理課（連絡先）に避難が完了した旨を連絡する。
- ⑥ 避難の完了後、ホームページ及び緊急メールシステムで、保護者に対し、「避難が完了。」「これから学生の下校を開始。」の旨を連絡する。

6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙 1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

- ① 日頃より、避難場所（施設外と施設内）や避難経路を施設内に掲示し、学生や周辺住民に周知しておく。避難場所に誘導するときは、避難場所（「専門学校 健祥会学園本館 4 階、一号館 4 階」）及び避難経路について、声をかけながら誘導する。
- ② 施設外へ避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- ③ 津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合は、避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- ④ 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- ⑤ 津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合は、避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- ⑥ 浸水のおそれのある階又は施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	専門学校 健祥会学園 本館 4 階・一号館 4 階	(0) m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 () 台
屋内安全確保	専門学校 健祥会学園		

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備 蓄 品	
情報収集 ・伝達	■テレビ ■ラジオ ■タブレット ■ファックス ■携帯電話 ■懐中電灯 ■電池 ■携帯電話用バッテリー
避難誘導	■名簿（従業員、施設利用者） ■案内旗 ■タブレット ■携帯電話 ■懐中電灯 ■携帯用拡声器 ■電池式照明器具 ■電池 ■携帯電話用バッテリー ■ライフジャケット ■蛍光塗料
施設内の 一時避難	■水（1人あたり <u>0.5ℓ</u> ） ■食料（1人あたり <u>1食分</u> ） ■寝具 ■防寒具
そのほか	■ウェットティッシュ ■ゴミ袋 ■タオル □その他（)

8 防災教育及び訓練の実施

- ・毎年4月に新規採用の職員を対象に研修を実施する。
- ・毎年5月に全職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

9 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった職員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年5月に行う全職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

管理権限者 (校長) 統括管理者 (主管) 代行者 (防火管理者)

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長 (副主管)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 ■ 館内放送等による避難の呼び掛け ■ 洪水予報等の情報の収集 ■ 関係者及び関係機関との連絡
	班員 (若干) 名 ・ 教員 A ・ 教員 B ・ 教員 C ・ 教員 D	
避難誘導 要員	班長 (教員 E)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難誘導の実施 ■ 未避難者、要救助者の確認
	班員 (若干) 名 ・ 教員 F ・ 教員 G ・ 教員 H ・ 教員 I	

別添 「自衛水防組織活動要領」

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3）防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第4条 管理権限者は、職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に学生が滞在する場合、休日・夜間に在館する職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい時は、管理権限者は、近隣在住の職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や職員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第5条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が指定した場所に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第6条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

管理権限者（校長） 統括管理者（主管） 代行者（防火管理者）		
総括・情報班	役職及び氏名	任 務
	班長（副主管） 班員（若干）名 ・ 教員A ・ 教員B ・ 教員C ・ 教員D	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 ■ 館内放送等による避難の呼び掛け ■ 洪水予報等の情報の収集 ■ 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長（教員E） 班員（若干）名 ・ 教員F ・ 教員G ・ 教員H ・ 教員I	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難誘導の実施 ■ 未避難者、要救助者の確認

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（学生、職員等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（学生、職員等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット、蛍光塗料 水・食料、防寒具